

委第1号議案

桶川市議会委員会条例の一部を改正する条例

桶川市議会委員会条例（昭和45年桶川市条例第57号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項)	(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項)
第2条 略	第2条 略
2 略	2 略
(1) 略	(1) 略
ア <u>秘書室</u> に関する事項	ア <u>秘書企画部</u> に関する事項
イ <u>企画財政部</u> に関する事項	イ <u>財務部</u> に関する事項

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月26日提出

桶川市議会議会運営委員長 糸 井 政 樹

提 案 理 由

桶川市部設置条例の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。